

## 笠間市在宅心身障害児福祉手当

笠間市に居住する20歳未満の心身に重度の障がいのある児童と同居・養育している方に支給します。

- 手 当 額 月額 3,000円 (身体障害者手帳1級・2級、療育手帳<sup>㊤</sup>・A、特別児童扶養手当1級)  
月額 1,500円 (身体障害者手帳3級、療育手帳B、特別児童扶養手当2級)
- 支給方法 年2回(3月・9月)指定銀行口座に振込みとなります。
- 支給制限 障害児福祉手当を受けている場合、福祉施設等に入所している場合は支給されません。
- 手 続 手帳、特別児童扶養手当証書、印鑑

## 難病患者見舞金

難病疾患の方の心身の安定のために見舞金を支給します。

- 対 象 者 笠間市に住所があり、茨城県が実施する一般特定疾患治療研究事業に基づく医療給付を受けている方(一部病名を除くため、詳しくは社会福祉課までお問い合わせください。)
- 手 当 額 月額 3,000円
- 支給方法 年2回(3月・9月)指定銀行口座に振込みとなります。
- 手 続 一般特定疾患医療受給者証の写し、印鑑

## 障害者扶養共済制度

障がい児(者)の将来に対し、保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的とし、保護者が毎月掛金を納入して、保護者に万一のことがあった場合に残された障がい児(者)に終身一定額の年金を支給する制度です。

- 対 象 者 1～3級の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳を所持する児・者の保護者(父母、配偶者、兄弟、姉妹、祖父母、その他の親族等)で県内に住所があり特別の病気や障がいを持たない4月1日現在65歳未満の方(精神疾患、難病を含む)
- 掛 金 保護者の加入時の年齢により9,300円～23,300円まで7段階に分かれています。
- 年 金 1口加入の方 月額20,000円  
2口加入の方 月額40,000円  
また、障がい児(者)が死亡した場合は、弔慰金が支給されます。
- 手 続 加入等申込書、住民票(世帯全員)、申込者告知書、障がいの種類・程度を証明する書類(身体障害者手帳、療育手帳等)、年金管理者指定届書(障がいのある方が年金を管理することが困難な場合)、印鑑

\*手当は、申請により支給されますので、該当される方は、窓口までお問い合わせください。

【問合せおよび申請先】社会福祉課 (内線155)

笠間支所福祉課 (内線72131)

岩間支所福祉課 (内線73173)

## 「笠間市民」結婚応援

笠間市民の皆様へ  
日頃のご愛顧に感謝をこめて

- 挙式料 無料
- 会場・お席料 無料
- 衣裳着着でも50%OFF
- ご両家にモーニング & 留袖各1着レンタル無料サービス

—その他特典をご用意(詳しくはお問合せ下さい)—  
※当館で結婚式を挙げられる方で50名様以上のご利用  
※他のプランとの併用はできません。※笠間市に在住の方

# 夏限定 結婚式

先着10組様限定

※2013年7月22日(月)～9月  
8日(日)の期間、挙式・披露宴  
される方が対象となります。

列席者70名様以上のご利用  
プラン併用で100万円以上お得

6つのスペシャル特典

- ①光の演出イルミゲスト(各卓)
- ②トロピカルデザートブッフェ
- ③打ち上げ花火(午後4時以降挙式・披露宴)
- ④カクテルバー
- ⑤ハワイアンフラダンスショー
- ⑥外国人牧師・オルガニスト/フルート・バイオリニスト・聖歌隊3名計7名による大迫力の挙式

## ●●結婚相談所●●

縁結びご相談賜ります。  
入会金・年会費無料。  
身上書をご持参ください。  
個人情報厳守いたします。

結婚相手を見つけよう

結婚式場 パークスガーデンプレイス 〒309-1717 茨城県笠間市旭町305 TEL0296-78-1122

パークスガーデンプレイス 検索

# 障害関係各種手当について

障がいのある方が地域で自立した生活をしていくため、経済的負担を少しでも軽減できるように次のような手当があります。

## 特別児童扶養手当

身体または精神に障がいのある20歳未満の児童を家庭で養育している保護者に支給します。

- 対象者 身体障害者手帳(1. 2. 3級)および4級(下肢障害)または療育手帳④、A、B程度の方および同程度の精神障がいのある方
- 手当額 1人につき月額  
1級(重度) 50,400円(平成25年10月以降は50,050円)  
2級(中度) 33,570円(平成25年10月以降は33,330円)
- 支給方法 年3回(4月期・8月期・12月期)指定銀行口座に振込みとなります。
- 支給制限 前年の所得が一定額以上の場合  
児童が障がいによる公的年金を受けた場合
- 手続 認定請求書、戸籍謄本、住民票(世帯全員)、診断書、手帳、印鑑

## 特別障害者手当

身体または精神の障がいにより重度または重複しているなどのため日常生活において常に特別の介護を必要とする20歳以上の方に支給します。

- 対象者 身体障害者手帳1級、療育手帳④程度の重度または重複した障害をお持ちの認定基準に該当する方
- 手当額 月額 26,260円(平成25年10月以降は26,080円)
- 支給方法 年4回(2月・5月・8月・11月)指定銀行口座に振込みとなります。
- 支給制限 前年の所得が一定額以上の場合  
福祉施設等へ入所している場合  
病院等に3か月を越えて入院している場合
- 手続 手帳、診断書、印鑑

## 障害児福祉手当

身体または精神に重い障がいがあるため、日常生活において常に介護を必要とする20歳未満の方に支給します。

- 対象者 身体障害者手帳1級、療育手帳④程度の方
- 手当額 月額 14,280円(平成25年10月以降は14,180円)
- 支給方法 年4回(2月・5月・8月・11月)指定銀行口座に振込みとなります。
- 支給制限 保護者の前年の所得が一定額以上の場合  
児童が障がいによる公的年金を受けた場合  
福祉施設等へ入所している場合
- 手続 手帳、診断書、印鑑